

平成 30 年度

潟上市住宅リフォーム補助事業

市では、市内経済の活性化と市民の居住環境の向上を図るため、住宅の増改築・リフォーム等に対し補助を行っています。

補助対象住宅

① 市内に存在する住宅であること。 ② 一戸建て住宅であること。

※併用住宅の場合は、住宅部分が1/2以上であるものの住宅部分のみ。

補助対象者

① 潟上市に居住し、住民登録又は外国人登録していること。 ② 持ち家住宅の増改築・リフォームであること。

③ 市税及び国保税の滞納がないこと。

※持家住宅…自己所有の住宅であって、自己居住に供するもの

※補助対象世帯は3つに分類されます。

- I. 一般世帯 … II, IIIに該当しない世帯は全てこちらです
- II. 多子家族世帯 … 18歳以下の子供2人以上と同居している親子世帯
- III. 空き家購入世帯 … 市内にある建築後10年を越えた空き家住宅を平成29年10月1日以降に購入し、リフォームして18歳以下の子供1人以上と同居する親子世帯

補助要件

- ① 増改築・リフォームに要する費用（消費税額を含む）が**50万円以上**であること。
- ② 市内に本店又は支店等を有する建設業者及び個人の建設業者であること。

補助率・補助限度額

補助対象世帯 I の場合、補助対象工事に要する額の10%、**限度額20万円**を補助する。

補助対象世帯 II の場合、補助対象工事に要する額の20%、**限度額30万円**を補助する。

補助対象世帯 III の場合、補助対象工事に要する額の30%、**限度額40万円**を補助する。

※平成22年度から29年度に補助を受けた住宅は、補助を受けた工事箇所・工事内容と異なる工事を申請する場合が対象で、各年度の補助額もあわせた総計で限度額までとする。

提出書類について

… 提出先：潟上市役所 都市建設課

〈申請時〉

- ① 申請書（潟上市様式第1号）
- ② 工事請負契約書の写し（工事内訳書を添付）
- ③ 工事を行う住宅の工事着手前の写真
- ④ 固定資産税課税台帳の写し
- ⑤ 居住者全員の市税・国保税完納を証する書類
- ※ 承諾書があれば④、⑤の書類は不要です。
- ※ 申請者によっては次の書類が必要です。
 - ・戸籍謄本 ・登記事項証明書 ・不動産売買契約書
 - ・住民票 ・建築確認済証の写し及び図面 など

〈完了時〉

- ① 完了実績報告書（潟上市様式第5号）
- ② 施工中及び工事完了後の写真
- ③ 領収書の写し
- ④ 補助金交付請求書（潟上市様式第6号）
- ⑤ 通帳の写し
- ※ 検査済証の交付を受けたときは、検査済証
- ※ 工事内容を変更したときは、工事請負変更契約書と工事内訳書の写し、変更部分の写真

注意 工事着手前に提出してください!!

注意 書類は消えるペンで記入しないでください!!

補助対象工事（例）

- | | |
|----------------------|------------------|
| ①屋根の葺替・塗装、外壁の張替・塗装など | ⑪畳の取替え（表替え含む） |
| ②部屋の新設・間仕切りの変更 | ⑫車庫・物置の設置及び増改築 |
| ③壁紙や床の張替などの内装工事 | ⑬トイレの水洗化工事 |
| ④耐震補強・改修工事 | ⑭浄化槽の設置工事 |
| ⑤窓ガラスの取付・交換（断熱改修など） | ⑮住宅用太陽光発電システムの設置 |
| ⑥室内の建具等の交換 | ⑯給湯設備機器の設置 |
| ⑦外壁、屋根、天井の断熱化工事 | ⑰その他、市長が認める工事 |
| ⑧バリアフリー改修 | |
| ⑨風呂、台所、トイレ等の水回り改修 | |
| ⑩バルコニーや雪止めの設置 | |



補助対象外工事（例）

- ①家庭用家電製品等の購入（設置・取付け） → 購入が主であるため対象外
- ②電話やインターネットの配線工事 → リフォーム工事ではないため対象外
- ③造園・門・塀等の外構工事 → 住宅ではないので対象外
- ④作業小屋・業務用具置き場等の工事（農作業小屋等） → 住宅ではないので対象外
- ⑤室内カーテンの取付け（カーテンレールの取付け含む） → 増改築や内装工事等と一緒にであれば可
- ⑥住宅の解体工事 → 増改築・リフォームが伴えば可
- ⑦公共工事の施工に伴う補償費の対象となる工事
- ⑧他の補助制度を利用する場合で重複計上認められない工事

補助実施期間

平成30年4月1日から平成31年3月29日まで
（ただし、予算の都合により途中で締め切る場合がありますのでご了承ください）

注意 工事には市の決定通知書が届いてから取り掛かってください。

※県補助との併用について

県では平成30年度においても、「あきた安全安心住まい推進事業」を立ち上げ、受付を開始しています。これは、市の制度と同様に住宅の増改築・リフォーム等に対し補助するものであり、両方の要件を満たす場合は、重複して補助を受けることができます。

ただし、前年度から内容の変更をしておりますので、十分に確認したうえでの申請をお願いします。

お問い合わせは、秋田地域振興局建築課 TEL 018-860-3491

お問い合わせは、都市建設課 都市計画班 TEL : 018-853-5337 FAX : 018-853-5280

Mail : toshikeikaku@city.katagami.lg.jp